

今後本委員会で優先的に検討すべき項目について（提案）

（1）協議会の設置について

目的)

町田市における権利擁護支援、成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、地域課題の検討・調整・解決に取り組む。

地域の権利擁護に関することについて、家庭裁判所との情報交換・調整に取り組む。

- ・ 後見人を含む本人を見守り、本人の意思等を継続的に把握し、必要な対応を行うチームに向け適切なバックアップの体制を整備する。
- ・ 困難ケースに対処するためケース会議を適切に開催する体制を整備する。
- ・ 多職種間での更なる連携強化を進める。

構成員) 以下の団体から推薦された代表者で構成する。

- ・ 高齢者支援センター、地域障がい者支援センター
- ・ 弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士
- ・ 医師会、医療機関
- ・ 金融機関
- ・ 民生委員
- ・ 町内会自治会
- ・ その他、協議会の目的において必要と認められるもの

会議)

- ・ 協議会の目的に向けた検討を行なうため全体会を設置する。
- ・ テーマに応じた検討を行なうため部会を設置することができる。

開催頻度)

- ・ 全体会は、年に 2 回程度とする。ただし、必要に応じて、追加開催することができる。
- ・ 部会は、必要に応じて開催するものとする。

(2) 後見人への支援の取り組みについて

権利擁護支援に向けた検討の流れ 資料4

＜モニタリング、バックアップの検討・専門的判断＞

目的)

成年後見人等が選任された後も、本人や家族、成年後見人等、支援者がチームとなって日常的に本人を見守り、支援を継続する必要がある。その中で、本人や成年後見人等、支援チームの変化等によって生じてくる課題等に対し、モニタリング、バックアップや専門的判断による適切な支援を行い、より本人の意思や価値観にそった後見事務の方針を、本人、成年後見人等、支援チームが検討・共有することを目的とする。

モニタリングの項目)

- ・ 本人の状況の把握（本人情報シートの活用）
- ・ 成年後見人等がかかわることによる支援者や家族の関係の変化についての確認
- ・ 支援計画の変化、意思決定支援が適切に行われているかの確認
- ・ 現在の類型や権限付与の内容が本人の状況に適しているか確認

モニタリング、バックアップの対象ケース)

- ・ 虐待対応等で本人の意思尊重より保護を優先し申し立てを行なったケース
- ・ 親族が不在なケース
- ・ 支援困難なケース
- ・ 成年後見人等が支援を希望したケース

モニタリング、バックアップ検討シート資料5 を基に、今後より使いやすいシートを提案予定。